

日高町

第二期

子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概要版



「子ども・子育て支援事業計画」とは

平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は、

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

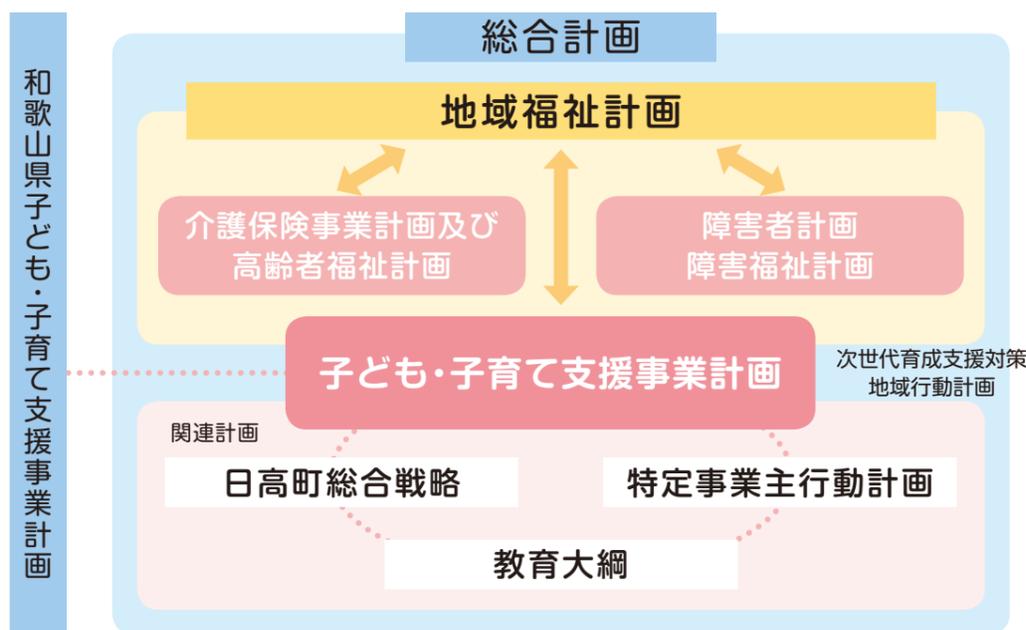
「子ども・子育て支援事業計画」は5年を1期とした計画であるため、本計画は令和2年4月から5年間の本町の子ども・子育て支援の取組みについて定めた計画です。

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。
また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

【諸計画の関係】



(2) 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとします。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



2 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

次世代をみんなで育てる ひだか

(2) 基本目標

大きな枠組みについては、前計画の枠組みを継承しつつ、時代の変化等による新たな課題等を踏まえて、基本目標を以下のように設定します。

- 基本目標1：子どものための子育て支援の輪づくり
- 基本目標2：生きる力を育む学習環境づくり
- 基本目標3：子どもの成長に寄りそう親子の健康支援
- 基本目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり
- 基本目標5：多様な子育て支援ニーズへの対応（子ども・子育て支援事業計画）

(3) 基本視点

基本視点① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権そして利益が最大限に尊重されることが最も重要なことです。そして、子どもの成長にあった視点を基本とします。

基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

親が子育てに孤立することを防ぐことは、親子にとって重要なことです。問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

基本視点⑤ サービスの質の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取組みが求められます。このような取組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

3 計画の体系

基本
理念

次世代をみんなで育てる ひだか

目標1：子どものための子育て支援の輪づくり

1. 地域子育て支援の推進

- 1 地域子育ての推進
- 2 相談・情報提供の充実
- 3 子育て費用負担の軽減

2. 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

- 1 ひとり親家庭の支援
- 2 障害のある子どもの自立支援
- 3 課題を抱える子ども・家庭への対応

目標2：生きる力を育む学習環境づくり

1. 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

- 1 次世代育成と若者の自立の支援
- 2 多様な体験活動の推進

2. 生きる力を育む教育環境の充実

- 1 教育内容の充実
- 2 開かれた学校づくり

目標3：子どもの成長に寄りそう親子の健康支援

1. 親子の健康の確保・増進

- 1 健診等
- 2 保健指導・相談等

2. 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

- 1 食育の推進
- 2 乳幼児医療に関する取組み

目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

1. 子どもの安全の確保

- 1 地域の安全活動
- 2 児童健全育成活動
- 3 生活環境の整備

2. 子どもと子育てをみつめる地域づくり

- 1 地域のふれあい活動の推進
- 2 子育てしやすい環境の整備

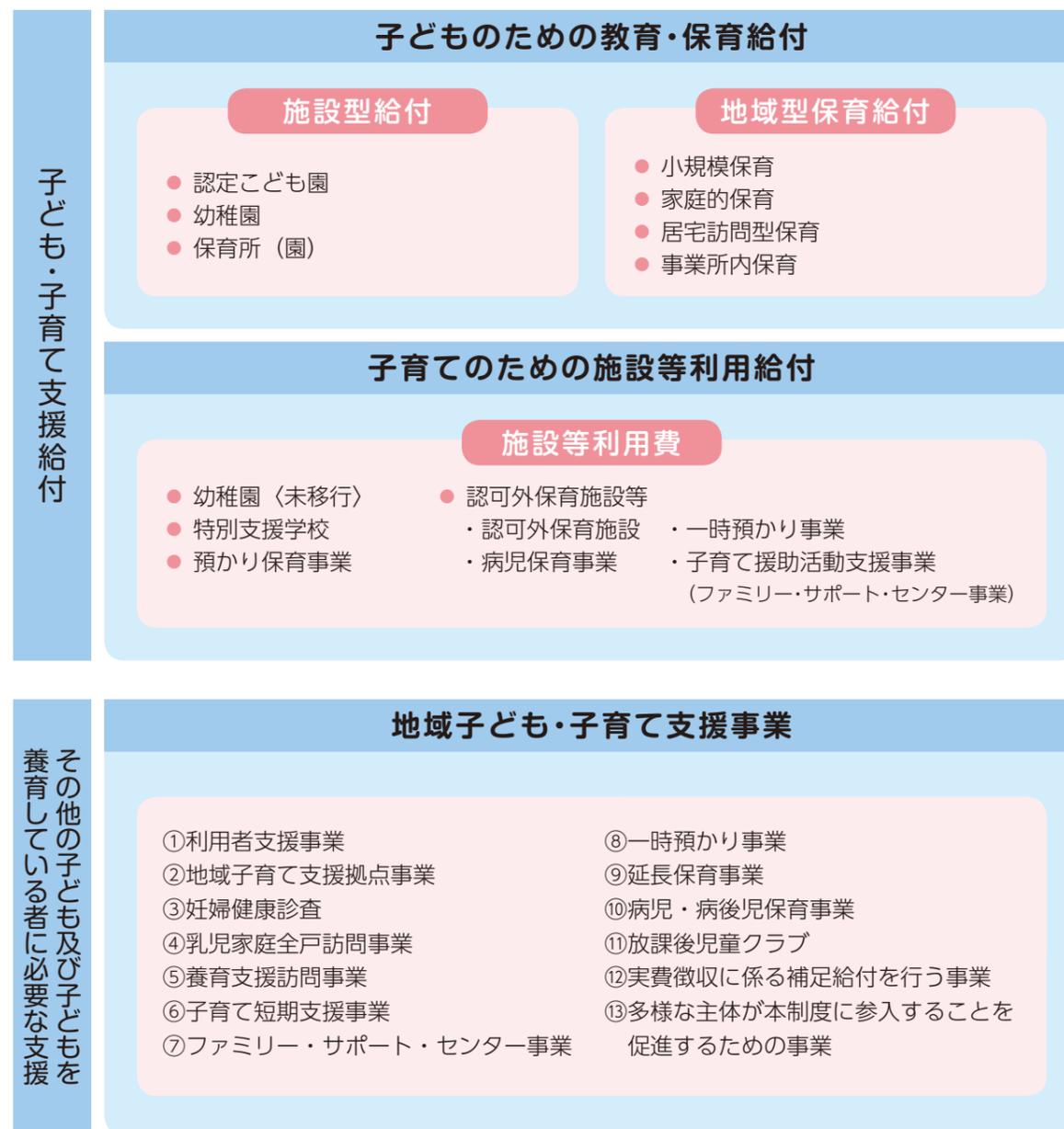
目標5：多様な子育て支援ニーズへの対応

子ども・子育て支援事業計画

4 子ども・子育て支援新制度

(1) 全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



(2) 子育てのための施設等利用給付について

① 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、届け出保育施設も同様に無償化の対象とされます。

② 幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

③ 認可外保育施設等の利用

認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、町独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間の認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと提供体制は以下のとおりです。

① 施設型給付

施設型給付は認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指し、町が確認を行った「特定教育・保育施設」に対し給付されます。

保育所	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳												
量の見込み	7	92	193	7	98	180	7	92	192	7	89	192	7	86	200
計	292			285			291			288			293		
確保の内容	292			285			291			288			293		

幼稚園	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼								
量の見込み	15	2	15	1	15	2	15	2	16	2
計	17		16		17		17		18	
確保の内容	17		16		17		17		18	

※町内に幼稚園は未設置です。

② 地域型保育給付

現在の利用状況を把握しつつ、認可外保育施設、事業所内保育等の参入意向などの把握に努めます。

小規模保育事業	認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。町内では1事業所が実施しています。保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。
家庭的保育事業	現在実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。
居宅訪問型保育事業	ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。現状実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援(母子保健型)						
量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外(延長)保育事業(利用実人数)						
量の見込み		157人	155人	155人	153人	157人
確保の内容		157人	155人	155人	153人	157人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)※(実人数)						
量の見込み	低学年	118人	113人	111人	106人	111人
	高学年	27人	26人	25人	27人	25人
	合計	145人	139人	136人	133人	136人
確保の内容	低学年	110人	110人	110人	110人	110人
	高学年	30人	30人	30人	30人	30人
	合計	140人	140人	140人	140人	140人
子育て短期支援事業						
量の見込み		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
乳児家庭全戸訪問事業 <small>注)0歳児数</small>						
量の見込み		70人	70人	70人	70人	70人
確保の内容		70人	70人	70人	70人	70人
養育支援訪問事業						
量の見込み		0件	0件	0件	0件	0件
確保の内容		0件	0件	0件	0件	0件
地域子育て支援拠点事業						
実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み		400	418	393	383	378
一時預かり事業(幼稚園型を除く)(年間延べ利用人数)						
量の見込み		402人	375人	398人	398人	417人
確保の内容		402人	375人	398人	398人	417人
病時・病後保育事業(人日)						
量の見込み		162人日	160人日	160人日	158人日	161人日
確保の内容		162人日	160人日	160人日	158人日	161人日
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)						
量の見込み		162人日	160人日	160人日	158人日	161人日
確保の内容		162人日	160人日	160人日	158人日	161人日
妊婦健診事業 <small>注)0歳児数</small>						
量の見込み		70人	70人	70人	70人	70人
確保の内容		70人	70人	70人	70人	70人

日高町第二期子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月 発行

発行者 日高町 住民福祉課

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地

TEL 0738 (63) 3800

<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/>